



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年12月25日火曜日 第1925号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	1363
海岸保全区域の指定の一部改正.....	1363
基本測量の実施の通知.....	1365
開発行為に関する工事の完了.....	1365
道路の位置の指定.....	1366

教育委員会規則

愛媛県立学校教職員設置規則等の一部を改正する規則.....	1366
-------------------------------	------

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則...	1367
----------------------------------	------

選挙管理委員会告示

漁業法第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	1370
--	------

告 示

○愛媛県告示第1913号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成19年12月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス喜光地店
新居浜市喜光地町二丁目2027番1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
安高 嘉宏
松山市南吉田町1117番地
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野 正晃
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年8月4日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,245平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
46台
イ 駐輪場の収容台数
36台
ウ 荷さばき施設の面積
50平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
8.13立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時30分
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から
午後10時まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
平成19年12月3日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。
 - (1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
 - (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1914号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定(昭和33年3月愛媛県告示第276号)の一部を次のように改正する。

平成19年12月25日

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前						
番号	海岸名	市町村	管理者	延長	区 域	番号	海岸名	市町村	管理者	延長	区 域
1 ~ 181	省略					1 ~ 181	省略				
182	省略 —— 深浦 垣内 地区 海岸	愛南 町	愛南 町長	(3, 010 メー ト ル)	省略 <u>基点1から基点15までを順次結んだ線並びに基点15、補助点14、補助点13、補助点12、補助点11、補助点10、補助点9、補助点8、補助点7、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域</u> <u>基点及び補助点の表示(角度の表示は、真北)</u> <u>基点1は、南宇和郡愛南町深浦1929番3の標柱(X座標-5,997.166、Y座標-85,252.162)</u> <u>基点2は、基点1から42度30分282メートルの地点</u> <u>基点3は、基点2から343度00分142メートルの地点</u> <u>基点4は、基点3から79度00分106メートルの地点</u> <u>基点5は、基点4から143度00分77メートルの地点</u> <u>基点6は、基点5から59度30分146メートルの地点</u> <u>基点7は、基点6から88度00分163メートルの地点</u> <u>基点8は、基点7から117度00分71メートルの地点</u> <u>基点9は、基点8から90度30分244メートルの地点</u> <u>基点10は、基点9から116度00分124メートルの地点</u> <u>基点11は、基点10から26度00分284メートルの地点</u> <u>基点12は、基点11から77度00分</u>	182	省略 海岸 深浦 垣内 地区 海岸	城辺 町	城辺 町長	(3, 080 メー ト ル)	省略 <u>1 南宇和郡城辺町字深浦657番地の1と657番地の3の境界海岸標柱</u> <u>2 1点より55度30分測線上89メートルの点</u> <u>3 2 " 30度 " 33 "</u> <u>4 3 " 53度 " 160 "</u> <u>5 4 " 25度30分 " 28 "</u> <u>6 5 " 341度 " 107 "</u> <u>7 6 " 8度 " 52 "</u> <u>8 7 " 63度 " 45 "</u> <u>9 8 " 115度 " 52 "</u> <u>10 9 " 157度 " 34 "</u> <u>11 10 " 108度 " 42 "</u> <u>12 11 " 77度 " 30 "</u> <u>13 12 " 55度30分 " 112 "</u> <u>14 13 " 70度30分 " 40 "</u> <u>15 14 " 96度 " 97 "</u> <u>16 15 " 109度 " 77 "</u> <u>17 16 " 80度 " 35 "</u> <u>18 17 " 87度 " 160 "</u> <u>19 18 " 99度 " 57 "</u> <u>20 19 " 114度30分 " 120 "</u> <u>21 20 " 15度 " 82 "</u> <u>22 21 " 26度30分 " 60 "</u> <u>23 22 " 42度30分 " 53 "</u> <u>24 23 " 34度 " 50 "</u> <u>25 24 " 58度 " 25 "</u> <u>南宇和郡城辺町字深浦657番地の1と657番地の3の境界海岸標柱</u>

		132メートルの地点 基点13は、基点12から105度30分				1' 1点より166度測線上50メートルの点
		分170メートルの地点 基点14は、基点13から82度00分				5' 5 " 94度 " 30 "
		358メートルの地点 基点15は、基点14から172度00分				7' 7 " 137度 " 20 "
		分8メートルの地点 補助点14は、基点15から74度00分				9' 9 " 180度 " 30 "
		分13メートルの地点 補助点13は、基点15から186度30分				12' 12 " 200度 " 30 "
		分38メートルの地点 補助点12は、基点13から206度00分				14' 14 " 150度 " 30 "
		分41メートルの地点 補助点11は、基点12から164度00分				17' 17 " 195度 " 25 "
		分155メートルの地点 補助点10は、基点11から120度00分				18' 18 " 180度 " 25 "
		分107メートルの地点 補助点9は、基点10から166度30分				19' 19 " 165度 " 20 "
		分75メートルの地点 補助点8は、基点9から193度00分				20' 20 " 180度 " 40 "
		分50メートルの地点 補助点7は、基点8から120度00分				21' 21 " 110度 " 30 "
		分90メートルの地点 補助点6は、基点7から166度30分				25' 25 " 120度 " 15 "
		分155メートルの地点 補助点5は、基点6から156度00分				以上 1 2 3 4 5 6 7
		分173メートルの地点 補助点4は、基点5から155度00分				8 9 10 11 12 13 14
		分184メートルの地点 補助点3は、基点2から177度30分				15 16 17 18 19 20 21 22
		分91メートルの地点 補助点2は、基点1から180度00分				23 24 25 25' 21' 20' 19'
		分53メートルの地点 補助点1は、基点1から248度00分				18' 17' 14' 12' 9' 7' 5' 1'
		分24メートルの地点				の各点を結ぶ線により囲まれた区域
	省略				省略	
183	省略				省略	

○愛媛県告示第1915号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成19年12月25日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 基本測量（基盤地図情報作成作業）
- 2 作業期間 平成19年12月25日から
平成20年3月24日まで
- 3 作業地域 松山市

○愛媛県告示第1916号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年12月25日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
19松局建(開)第50号 平成19年12月12日	東温市西岡字上利甲1282番23	東温市西岡1285番地2 (自衛隊官舎2棟403号) 妹尾透

○愛媛県告示第1917号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成19年12月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

- 四国中央市下柏町字神ノ木 891 番 1、891 番 2 及び 897 番 1
- 2 申請人の住所氏名
四国中央市妻鳥町1210番地の1
カジワラホーム株式会社 代表取締役 梶原 久夫
- 3 図面省略

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第14号

愛媛県立学校教職員設置規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月25日

愛媛県教育委員会

委員長 井関和彦

愛媛県立学校教職員設置規則等の一部を改正する規則

(愛媛県立学校教職員設置規則の一部改正)

第1条 愛媛県立学校教職員設置規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、技術職員及び寄宿舎指導員は、それぞれ学校教育法(昭和22年法律第26号)第62条、第70条及び第82条において準用する同法第37条第3項から第12項までに規定する職務並びに第60条第3項及び第5項並びに第79条第2項に規定する職務に従事する。</p> <p>2～5 省略</p>	<p>第3条 校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、技術職員及び寄宿舎指導員は、それぞれ学校教育法(昭和22年法律第26号)第51条、第51条の9及び第76条において準用する同法第28条第3項から第12項までに規定する職務並びに第50条第3項及び第5項並びに第73条の3第2項に規定する職務に従事する。</p> <p>2～5 省略</p>

(学校教育法施行細則の一部改正)

第2条 学校教育法施行細則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委託事務の手続)</p> <p>第24条 法第40条の規定によつて、児童の教育事務を委託するときは、委託する市町教育委員会が次の事項を具し、県委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(委託事務の手続)</p> <p>第24条 法第31条の規定によつて、児童の教育事務を委託するときは、委託する市町教育委員会が次の事項を具し、県委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>2 省略</p>

(愛媛県立学校管理規則の一部改正)

第3条 愛媛県立学校管理規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(校長の職務)</p> <p>第20条 校長は、学校教育法第37条第3項の規定に基づき、学校経営の責任者として次の事項を定めなければならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(高等学校の入学及び編入学)</p> <p>第42条 高等学校に入学することのできる者は、学校教育法第57条及び施行規則第63条に定める者でなければならない。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(校長の職務)</p> <p>第20条 校長は、学校教育法第28条第3項の規定に基づき、学校経営の責任者として次の事項を定めなければならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(高等学校の入学及び編入学)</p> <p>第42条 高等学校に入学することのできる者は、学校教育法第47条及び施行規則第63条に定める者でなければならない。</p> <p>2・3 省略</p>

(技能教育施設の指定の申請手続等に関する規則の一部改正)

第4条 技能教育施設の指定の申請手続等に関する規則(平成3年愛媛県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(技能教育施設の指定の申請手続)</p> <p>第2条 政令第32条の規定による指定を受けようとする技能教育施設の設置者は、技能教育施設指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、愛媛県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第55条第1項 <u>の規定による技能教育施設における学習を高等学校の教科の一部の履修とみなす措置をとろうとする高等学校の名称及び所在地並びに課程及び学科の名称を記載した書類、</u> 学校長の承諾書並びに教育課程を記載した書類</p>	<p>(技能教育施設の指定の申請手続)</p> <p>第2条 政令第32条の規定による指定を受けようとする技能教育施設の設置者は、技能教育施設指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、愛媛県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第45条の2第1項の規定による技能教育施設における学習を高等学校の教科の一部の履修とみなす措置をとろうとする高等学校の名称及び所在地並びに課程及び学科の名称を記載した書類、学校長の承諾書並びに教育課程を記載した書類</p>

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1051

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月25日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																				
<p>別表第33(第22条関係)</p> <p style="text-align: center;">昇 格 時 号 給 対 応 表</p> <p>1 行政職給料表昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">昇格した日の前日に受けていた号給</td> <td colspan="8" style="text-align: center;">昇格後の号給</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td style="text-align: center;">4 級</td> <td style="text-align: center;">5 級</td> <td style="text-align: center;">6 級</td> <td style="text-align: center;">7 級</td> <td style="text-align: center;">8 級</td> <td style="text-align: center;">9 級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1～74</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給								2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1～74	省略								<p>別表第33(第22条関係)</p> <p style="text-align: center;">昇 格 時 号 給 対 応 表</p> <p>1 行政職給料表昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">昇格した日の前日に受けていた号給</td> <td colspan="8" style="text-align: center;">昇格後の号給</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td style="text-align: center;">4 級</td> <td style="text-align: center;">5 級</td> <td style="text-align: center;">6 級</td> <td style="text-align: center;">7 級</td> <td style="text-align: center;">8 級</td> <td style="text-align: center;">9 級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1～74</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給								2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1～74	省略							
昇格した日の前日に受けていた号給		昇格後の号給																																																			
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級																																													
1～74	省略																																																				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給																																																				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級																																													
1～74	省略																																																				

75	<u>33</u>	省略						
76	省略							
77	<u>34</u>	省略						
78	<u>34</u>	省略						
79	<u>35</u>	省略						
80	<u>35</u>	省略						
81	<u>35</u>	省略						
82	<u>36</u>	省略						
83	<u>36</u>	省略						
84	<u>36</u>	省略						
85	<u>37</u>	省略						
86	<u>37</u>	省略						
87	<u>38</u>	省略						
88	<u>38</u>	省略						
89	<u>39</u>	省略						
90	<u>39</u>	省略						
91	<u>40</u>	省略						
92	<u>40</u>	省略						
93	<u>41</u>	省略						
94 ~ 125	省略							

2 省略

3 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1 ~ 57	省略			
58	<u>29</u>	省略		
59	<u>30</u>	省略		
60	<u>30</u>	省略		
61	<u>31</u>	省略		
62	<u>31</u>	省略		
63	<u>32</u>	省略		
64	<u>32</u>	省略		
65	<u>33</u>	省略		
66	<u>33</u>	省略		
67	<u>34</u>	省略		
68	<u>34</u>	省略		
69	<u>35</u>	省略		
70	<u>35</u>	省略		
71	<u>36</u>	省略		
72	<u>36</u>	省略		
73	<u>37</u>	省略		
74	<u>38</u>	省略		

75	<u>34</u>	省略						
76	省略							
77	<u>35</u>	省略						
78	<u>35</u>	省略						
79	<u>36</u>	省略						
80	<u>36</u>	省略						
81	<u>37</u>	省略						
82	<u>37</u>	省略						
83	<u>38</u>	省略						
84	<u>38</u>	省略						
85	<u>39</u>	省略						
86	<u>39</u>	省略						
87	<u>40</u>	省略						
88	<u>40</u>	省略						
89	<u>41</u>	省略						
90	<u>41</u>	省略						
91	<u>42</u>	省略						
92	<u>42</u>	省略						
93	<u>43</u>	省略						
94 ~ 125	省略							

2 省略

3 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1 ~ 57	省略			
58	<u>30</u>	省略		
59	<u>31</u>	省略		
60	<u>32</u>	省略		
61	<u>33</u>	省略		
62	<u>33</u>	省略		
63	<u>34</u>	省略		
64	<u>34</u>	省略		
65	<u>35</u>	省略		
66	<u>35</u>	省略		
67	<u>36</u>	省略		
68	<u>36</u>	省略		
69	<u>37</u>	省略		
70	<u>37</u>	省略		
71	<u>38</u>	省略		
72	<u>38</u>	省略		
73	<u>39</u>	省略		
74	<u>39</u>	省略		

75	<u>39</u>	省略		
76～85	省略			
86	<u>45</u>	省略		
87	<u>46</u>	省略		
88	<u>46</u>	省略		
89	<u>47</u>	省略		
90	<u>47</u>	省略		
91	<u>48</u>	省略		
92	<u>48</u>	省略		
93	<u>49</u>	省略		
94	<u>50</u>	省略		
95	<u>51</u>	省略		
96～121	省略			

4 省略

5 医療職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1～70	省略					
71	<u>41</u>	省略				
72	省略					
73	<u>42</u>	省略				
74	<u>42</u>	省略				
75	<u>43</u>	省略				
76	<u>43</u>	省略				
77	<u>43</u>	省略				
78	<u>44</u>	省略				
79	<u>44</u>	省略				
80	<u>44</u>	省略				
81	<u>45</u>	省略				
82	<u>45</u>	省略				
83	<u>46</u>	省略				
84	<u>46</u>	省略				
85～113	省略					

6・7 省略

8 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日 の前日に受 けていた号 給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1～49	省略		
50	<u>29</u>	省略	
51	<u>30</u>	省略	
52	<u>30</u>	省略	
53	<u>31</u>	省略	

75	<u>40</u>	省略		
76～85	省略			
86	<u>46</u>	省略		
87	<u>47</u>	省略		
88	<u>48</u>	省略		
89	<u>49</u>	省略		
90	<u>49</u>	省略		
91	<u>50</u>	省略		
92	<u>50</u>	省略		
93	<u>51</u>	省略		
94	<u>51</u>	省略		
95	<u>52</u>	省略		
96～121	省略			

4 省略

5 医療職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1～70	省略					
71	<u>42</u>	省略				
72	省略					
73	<u>43</u>	省略				
74	<u>43</u>	省略				
75	<u>44</u>	省略				
76	<u>44</u>	省略				
77	<u>45</u>	省略				
78	<u>45</u>	省略				
79	<u>45</u>	省略				
80	<u>46</u>	省略				
81	<u>46</u>	省略				
82	<u>46</u>	省略				
83	<u>47</u>	省略				
84	<u>47</u>	省略				
85～113	省略					

6・7 省略

8 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日 の前日に受 けていた号 給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1～49	省略		
50	<u>30</u>	省略	
51	<u>31</u>	省略	
52	<u>32</u>	省略	
53	<u>33</u>	省略	

54	<u>31</u>	省略	
55	<u>32</u>	省略	
56	<u>32</u>	省略	
57	<u>33</u>	省略	
58	<u>34</u>	省略	
59	<u>35</u>	省略	
60～69	省略		
70	<u>41</u>	省略	
71	<u>42</u>	省略	
72	<u>42</u>	省略	
73	<u>43</u>	省略	
74	<u>43</u>	省略	
75	<u>44</u>	省略	
76	<u>44</u>	省略	
77	<u>45</u>	省略	
78	<u>45</u>	省略	
79	<u>46</u>	省略	
80	<u>46</u>	省略	
81	<u>47</u>	省略	
82	<u>47</u>	省略	
83	<u>48</u>	省略	
84	<u>48</u>	省略	
85	<u>49</u>	省略	
86	<u>49</u>	省略	
87	<u>50</u>	省略	
88	<u>50</u>	省略	
89	省略		
90	<u>51</u>	省略	
91～153	省略		

9 省略

54	<u>33</u>	省略	
55	<u>34</u>	省略	
56	<u>34</u>	省略	
57	<u>35</u>	省略	
58	<u>35</u>	省略	
59	<u>36</u>	省略	
60～69	省略		
70	<u>42</u>	省略	
71	<u>43</u>	省略	
72	<u>44</u>	省略	
73	<u>45</u>	省略	
74	<u>45</u>	省略	
75	<u>46</u>	省略	
76	<u>46</u>	省略	
77	<u>47</u>	省略	
78	<u>47</u>	省略	
79	<u>48</u>	省略	
80	<u>48</u>	省略	
81	<u>49</u>	省略	
82	<u>49</u>	省略	
83	<u>49</u>	省略	
84	<u>50</u>	省略	
85	<u>50</u>	省略	
86	<u>50</u>	省略	
87	<u>51</u>	省略	
88	<u>51</u>	省略	
89	省略		
90	<u>52</u>	省略	
91～153	省略		

9 省略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第33の規定は、平成19年4月1日から適用する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第104号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成19年12月25日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

- | | |
|----------------------|--------|
| 1 選挙権を有する者の総数 | 18,231 |
| 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 6,077 |